

議案第 66 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第 5 号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの
120,000 円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第 5 号イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号イ(イ)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの

309,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第7号ウ(ア)中(vi)を(vii)とし、(iii)から(v)までを(iv)から(vi)までとし、同号ウ(ア)(ii)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ア)(ii)を同号ウ(ア)(iii)とし、同号ウ(ア)(i)の次に次のように加える。

(ii) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
120,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第7号ウ(イ)中(vi)を(vii)とし、(iii)から(v)までを(iv)から(vi)までとし、同号ウ(イ)(ii)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)(ii)を同号ウ(イ)(iii)とし、同号ウ(イ)(i)の次に次のように加える。

(ii) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
309,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第8号ウ(ア)中(vi)を(vii)とし、(iii)から(v)までを(iv)から(vi)までとし、同号ウ(ア)(ii)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ア)(ii)を同号ウ(ア)(iii)とし、同号ウ(ア)(i)の次に次のように加える。

(ii) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
120,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項第8号ウ(イ)中(vi)

を(vii)とし、(iii)から(v)までを(iv)から(vi)までとし、同号ウ(イ)(ii)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)(ii)を同号ウ(イ)(iii)とし、同号ウ(イ)(i)の次に次のように加える。

(ii) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
309,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査に係る適合証又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。）が交付された低炭素建築物新築等計画の項第5号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
17,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査に係る適合証又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。）が交付された低炭素建築物新築等計画の項第7号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
17,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査に係る適合証又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。）が交付された低炭素建築物新築等計画の項第8号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)ま

でとし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
17,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項第1号中「延床面積(増築又は改築に係る申請の場合は、当該増築部分又は当該改築部分の延床面積。次号において同じ。)の」を削り、「額」の次に「とする。」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 工場等(建築物の非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。イ及び次号において同じ。)以外の用途に供する建築物 次に掲げる建築物の延床面積(増築又は改築に係る申請の場合は、当該増築部分又は当該改築部分の延床面積。イ及び同号において同じ。)の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
118,000円

- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
155,000円

- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
251,000円

- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
328,000円

- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
395,000円

- (カ) 25,000平方メートル以上のもの 463,000円

イ 工場等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定め

る額

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
28,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
40,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
101,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
152,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
189,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上のもの 235,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項第1号ウからオまでを削り、同項第2号中「延床面積の」を削り、「額」の次に「とする。」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 工場等以外の用途に供する建築物 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
303,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
392,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
559,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
689,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
815,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 929,000円

イ 工場等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
32,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
45,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
108,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
160,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
198,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 245,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項第2号ウからオまでを削り、同表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査申請に併せて登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証（以下この表において「適合証」という。）の写し又は登録住宅性能評価機関による設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合しているものに限る。以下この表において「評価書」という。）の写しが提出された場合以外の場合の項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

118,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査申請に併せて登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証（以下この表において「適合証」という。）の写し又は登録住宅性能評価機関による設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合しているものに限る。以下この表において「評価書」という。）の写しが提出された場合以外の場合の項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
303,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査申請に併せて適合証の写し又は評価書の写しが提出された場合の項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
17,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証の写しその他建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が認めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が提出された場合以外の場合の項第2号中「同号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準」の次に「、同号イ(2)(i)及びロ(3)に定める基準若しくは同号イ(2)(ii)及びロ(3)に定める

基準、同号イ(3)及びロ(2)に定める基準」を加え、同項第3号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
118,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証の写しその他建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が認めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が提出された場合以外の場合の項第4号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
303,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証等が提出された場合の項第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
17,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項の備考2第1号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

別表都市計画法関係手数料の表市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認の申請に対する審査の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表都市計画法関係手数料の表市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認の申請に対する審査の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表及び別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

低炭素建築物新築等計画の認定等における建築物の延床面積の区分の細分化に伴い手数料の額を見直すとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における建築物の用途が工場等である場合の手数料の額を引き下げるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。